

平成 28 年度 知床世界自然遺産地域
知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議 第 1 回会議
議 事 概 要

日 時 : 平成28年6月10日 (金) 13:30~17:00

場 所 : 北農健保会館会議室 (札幌市)

出席者 : 以下一覧の通り (敬称略)

知床半島ヒグマ保護管理方針検討委員		
北海道大学大学院 農学研究院 准教授 (会議座長)		愛甲 哲也
東京農工大学 大学院農学研究院 教授		梶 光一
酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授		佐藤 喜和
北陸先端科学技術大学院大学 教授		敷田 麻実
公益財団法人 知床財団 事務局長		増田 泰
横浜国立大学 環境情報研究院 教授		松田 裕之
北海道立総合研究機構 環境科学研究センター自然環境部 部長		間野 勉
国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所		森田 健太郎
斜里町教育委員会知床博物館長		山中 正実
(以上50音順)		
北海道大学名誉教授 (科学委員会委員長)		桜井 泰憲
関係行政機関 (知床半島ヒグマ対策連絡会議構成員)		
北海道森林管理局 計画保全部	自然遺産保全調整官	三橋 博之
同 知床森林生態系保全センター	所長	稲川 著
同 同	専門官	和田 哲哉
北海道環境生活部環境局生物多様性保全課	主幹	大和田 収
同	主査	槇塚 貴稔
斜里町総務部環境課	課長	茂木 公司
同	主事	寺屋 翔太
羅臼町産業課	課長	八幡 雅人
標津町農林課	課長	山口 将悟
同	主事	長田 雅裕
知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議 事務局		
環境省 釧路自然環境事務所	所長	安田 直人
同 国立公園課	課長	坂口 隆
同	課長補佐	太田 貴智
同	自然保護官	武藤 静

同	ウトロ自然保護官事務所	自然保護官	前田 尚大
	同	自然保護官	西田 樹生
知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議 運営事務局			
同		事務局次長	田澤 道広
同		保護管理研究係長	石名坂 豪
同		保護管理研究係主任	葛西 真輔
同		羅臼地区事業係主任	白柳 正隆
オブザーバー			
	国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター		久保 雄広
	北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 道南地区野生生物室長		釣賀 一二三
同		研究職員	近藤 麻実

- ※1. 議事概要の記述において、発言者の敬称・肩書等は省略しての記載とした。行政関係者の所属については、一部略称を使用した。
- ※2. 文中、WG はワーキンググループの、ML はメーリングリストの、AP はアドバイザー会議の、それぞれ略称として使用した。また、知床世界自然遺産地域科学委員会は科学委と略して記した。

◆開 会 挨拶

安田：この 4 月に釧路自然環境事務所長として着任した。本日はお忙しい中、ご参集に感謝申し上げます。知床半島ヒグマ保護管理方針は、知床世界自然遺産地域を中心としたヒグマ個体群の保全と、地域住民や利用者との軋轢の解消を目的として、北海道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町、それに釧路自然環境事務所が平成 24 年に策定したものである。その際に、計画期間を 5 年と定めており、平成 28 年度で期限を迎えるため、新たに改定を加える必要がある。標津町にも参画いただき、次期の保護管理方針についてご議論いただきたい。昨年 12 月には、平成 24 年度から 27 年度にかけての第 1 期の総括を行っていただいた。その中で、当初想定していなかったヒグマの大量出没、人の生活圏内への出没、人間を警戒しない個体への対応、写真撮影など人の側の問題行動など、多くの課題が指摘された。これらは今後も続くと思われ、次期保護管理方針においても引き続き対応を検討していかねばならないと認識している。次期保護管理方針を検討するにあたり、現行の方針で設定した目標の再検討、ゾーニングや行動段階区分に応じた管理の方策について、方向性などをご議論いただければと考えている。長時間の会議で恐縮ではあるが、活発なご議論をお願いする次第である。

坂口：ヒグマ保護管理方針検討会議については、平成 24 年 3 月をもって一度解散した。今回は第 2 期の検討を再開するという事で、新たに委員各位にご参集いただいた。僭越ながら事務局からご紹介申し上げます。

- ✓ 委員、オブザーバー、科学委委員長の紹介。
- ✓ 資料確認

◆座長の選定について

坂口：議事に先駆け、事前に事務局から愛甲委員を座長とすることを提案させていただき、委員各位の賛同を得ている。以後の議事進行は愛甲座長にお願いしたいと思うが、いかがか。

一同：異議なし。

愛甲：これまで利用や観光の側面から知床に関わってきた。2 期目の保護管理方針を策定するにあたっては、観光面からの検討も必要ということで座長に選出されたと認識している。着実な進行に向けご協力をお願い申し上げます。まずは議事次第に則して最初の議事「今後の検討体制とスケジュール」について資料説明をお願いします。

◆議 事

(1) 今後の検討体制とスケジュール

- 資料 1-1 第 2 期知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議(仮称)について
- 資料 1-2 今後の検討スケジュールについて ……環境省・太田から説明
 - ✓ 本検討会議の名称について、この時点で「(仮称)」を削除する。
 - ✓ 本検討会議は、平成 24 年 3 月に策定された「知床半島ヒグマ保護管理方針」が 5 年を迎えるに先駆け、内容を見直し改定を行うことを目的として設置する。
 - ✓ 本検討会議は、科学委の戦略的な作業グループという位置づけであり、科学委・各 WG のほかヒグマに関する有識者、関係行政機関で構成し、事務局は環境省釧路自然環境事務所が務める。
 - ✓ 検討会議は、平成 27 年 12 月に開催した「知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議(総括会議)」で提示された課題と評価に基づき、専門家の科学的知見、行政機関による対策状況を踏まえて協議、改定作業を進めることとする。また、地元にも十分説明を行うものとする。

- ✓ 検討状況については、地域連絡会議、科学委及び適正利用・エコツーリズム検討会議に適宜情報提供を行う。
- ✓ 年度内に3回の検討会議を開催し、2回目を終えたのちに地元説明会を開催予定である。

質疑応答・意見など：特になし。

(2) 第1期方針の評価について

- 資料 2-1 第1期方針の評価
- 資料 2-2 第1期方針期間中に特に問題となった事案 ……環境省・前田から説明
- ✓ 第1期の方針で示した5つの「管理の目的」に対応する形で設定した「管理の目標」について、目標の達成状況は以下のとおり。
 - 目標①：「計画期間内(5年間)における5歳以上のメス成獣の人為的死亡を総数で30頭以下とする」は、最大41頭となっており、目標未達成となる可能性が高い。
 - 目標②：「人身被害・餌付けなど人側の問題行動による危険事例の発生件数をゼロとする」は、危険事例は増加していることから、目標未達成。
 - 目標③：「農漁業などへの直接被害と住宅地などにおける出没や被害を現状以下に減少させる」は、年度により農業被害金額の増減はあるものの、住宅地における出没や被害は減少しているとはいえず、目標は一部未達成となる可能性がある。
 - 目標④：「遺産地域においては、歩道やキャンプ場閉鎖等の発生件数を減少させると共に、現状以上に安全かつ安定的な自然体験の場を提供する」は、フレペの滝遊歩道や登山道等では閉鎖・遭遇は減少しておらず、目標は未達成となる可能性が高い。
 - 目標⑤：「普及啓発を促進し、ヒグマに関わる安全対策や共存のための知識を現状以上に浸透させる」は、キャンペーンやヒグマ学習の拡充などにより目標は達成したと考えられる一方、カメラマンによる接近撮影など問題行動が確認され、課題は残る。
- ✓ 第1期方針期間中に特に問題となった事案は以下の3つに大別できる。
 - a) 利用者により極度に人慣れしたヒグマに関する事案(国立公園内)
 - b) 市街地へのヒグマの侵入(国立公園外)
 - c) ヒグマの農地への出没(おもに国立公園外の斜里町)
- 資料 2-2 別紙① 第1期方針期間中における利用者や地域住民への対応
- 資料 2-2 別紙② 第1期方針期間中におけるヒグマによる農業被害の発生状況と対応状況(斜里町) ……知床財団・葛西から説明
- ✓ 利用者への対応としては、以下の4つが挙げられる。
 - 1) 知床五湖地区における利用調整地区制度の導入：法律に基づく利用調整、平成23年度から導入。

2) 岩尾別温泉道路におけるカメラマン対策: 自主ルールの設定と監視小屋などの設置、平成 26~27 年度に実施。

3) 自然系施設における任意レクチャー: 知床自然センターにおいて任意参加を前提にレクチャーを社会実験的に実施、平成 26 年 10 月 14 日から 31 日まで。

4) 自然系施設におけるヒグマ情報の発表: 知床自然センターにおいて「日刊知床ヒグマ情報」として行われているレクチャー、平成 28 年 4 月 20 日から開始。

✓ 地域への対応

1) 住民向けの講演や情報交換会: 地域住民と知床財団職員が気軽にヒグマに関する情報提供と意見交換できる場として開催している「クマ端会議」という名称の任意の集まり、平成 25 年から年 1 回のペース。

2) ヒグマ授業: 小中学校・高校において児童生徒を対象としたヒグマに関する普及啓発活動(羅臼町では一部幼稚園でも実施)、平成 24 年度から実施。

✓ 情報公開については、情報の所在がわかりにくい、即時性が低いといった課題がある。

✓ 第 1 期方針期間中におけるヒグマによる農業被害(斜里町)の発生状況(面積)は平成 22 年度以降減少傾向にあったが、平成 27 年度は増加に転じた。

✓ 同じく第 1 期期間中のヒグマの農地における駆除頭数とハンターの出動時間は、平成 27 年度が過去最高となった。

質疑応答・意見など: 以下の通り。

山中: 前回の総括会議で評価を行ったと記憶するが、今回改めて評価するということか。

前田: 今回改めて評価をしたいと考えている。

山中: 今回の評価が正式なものになるということか。というのは、修正を要する記載・記述が見受けられるからなのだが。

前田: 次期方針には第 1 期の総括を記載しようと思っている。また、このあと第 2 期の保護管理方針の中身を議論いただくわけだが、その際には第 1 期の評価が委員各位の議論の基盤となると思うので、修正すべき点については、ぜひご指摘いただきたい。

山中: 第 1 期期間中のデータや評価は、今後どうなっていくかの推移を見ていく上でも、記録として残していくべきだと思うが、それはどういう形になるか。例えば、第 2 期の中に項目を設けて「第 1 期はこうだった」と記されるのか、あるいは別なデータとしてどこかに公式に残していくのか。それによって、今ここではできないにしろ、記載の仕方をきちんと検討すべきだし、必要なデータは数字でも残していくべきだと思うが。

坂口：今、前田の方から第2期の方針の最初に第1期の総括を記すと申し上げたが、それはデータなどではなく「こういう課題があった」ということを言葉で書き表すことを想定している。第1期の総括評価の書きぶりについては、この場でいただいたご意見ご指摘を踏まえて文章を書き起こし、最終的なオーソライズを得たいと考えている。数字等のデータについては、改めて検討させていただきたい。

間野：細かくて恐縮だが、資料2-2で「人慣れ」と「人馴れ」の2通りの記載があるのをどちらかに統一すべきである。(以下、「人慣れ」で統一。)それから「人慣れ」と「不適切な行動」と「餌付け」とは分けて考えるべきということを指摘したい。用語の定義を明確にしないと、無用な混乱やヒグマに対する不適切な理解につながりかねないと懸念する。ここで最低限申し上げたいことは、「利用者の不適切な行動」が「ヒグマの餌付けと同様の状況を招いている」または「招く恐れがある」など、最初の「概要」部分の最後の一文は「人慣れ」を「餌付け」に修正していただきたい。要するに、人に順化したクマと、人の食べ物に引き付けられるクマは、分けて考えなければいけないということだ。

愛甲：山中委員のご意見に関連して質問がある。第1期は24年度から28年度が運用期間で、27年12月に一度総括をしているという。今、28年度に入っているわけだが、第1期の評価をいつ行って第2期の方針に書き込むのか、というタイミング的な問題と、資料1-2を見ると、科学委に評価を報告して助言を仰ぐような記載になっており、実施体制と絡んでくるならば、もう少し整理して明確にしておいた方がよいと思うが、どうか。

坂口：28年度内に再度総括会議の結果を整理し、最終的には最終回となる第3回の会議で、確定版をきちんとお示ししたいと考えている。

山中：では、修正したほうがよい点や気づいた点などあれば、適宜MLなどでお知らせするようにする。

愛甲：ほかに質問等あるか。ないようなので、次の資料の説明をお願いしたい。

(3) 第2期方針に向けて特に議論を要する項目

- 資料3-1 第1期方針期間中に特に問題となった事案に対する対応の方向性

…環境省・前田から説明

- ✓ 第1期方針期間中に特に問題となった事案に対する対応の方向性について以下に示す。

- a) 利用者により極度に人慣れしたヒグマに関する事案(国立公園内)

- ・防除対策として、利用者に対する情報発信とコントロールの強化。具体的には、情報発信

の戦略の明確化と普及啓発の強化、利用者を利用の形態などで分類しての対応、ヒグマ観察時のルールの設定と、それに基づく人側の緩やかなコントロールの検討など。

・捕獲対策として、極度に人慣れが進んだ個体は公園内であっても早期捕獲、公園外では行動改善の見られない行動段階 1 の個体を積極的に捕獲など。併せ、ゾーニングと行動段階及びその対策内容の見直しなど。

b) 市街地へのヒグマの侵入(国立公園外)

・防除対策として、電気柵等の適切な維持管理、草刈りによる見通しの確保など。
・捕獲対策として、ヒグマの捕獲に習熟した対応要員の確保と、そのための人材育成など。

c) ヒグマの農地への出没(主に国立公園外・斜里町)

・防除対策として、電気柵拡充に向けた取り組みの継続拡大。
・捕獲対策として、捕獲に習熟した従事者の確保のほか、行政と従事者あるいは従事者間の分担調整や指示等を担う調整役の育成などに向けた、中長期的視点に立った取り組み。

質疑応答・意見など：以下の通り。

愛甲：資料 3-1 について質問または意見などあれば提示いただきたい。

梶：人慣れしたヒグマへの対処方法、人の行動のコントロール、これらは 10 年来言い続けられてきたことである。また、ここに書かれている事柄も、目新しいものが何もない。これをまずは共有したい、という言葉で資料 3-1 の説明を締めくくられたが、これらは既に長きにわたり共有されてきたことだ。なぜできないままなのか、そこを議論しないと次に進めない。特に知床財団の方たちには、なぜできないのかを明確に示していただき、それを克服するにはどうしたらよいか、ということに論点を絞った方がいいと考える。

山中：梶委員のご発言は、まさに的を射ている。例えば「a」で「普及啓発を強化する」とあり、それはその通りだが、では多くの人にヒグマに関する常識を提供するような仕組みをどうするのか、それが明らかにならないと、評価せよと言われてもできない。そもそも評価するということ自体、10 年来言い続けている。また、カメラマンを始めとして人の側の問題行動について「穏やかにコントロールする」と書かれているが、穏やかな人ばかりではない。特に釣り人やカメラマンなどは「意地でも動かない」とか、「俺は死んでもいいから魚を釣る」とか、そういう人たちが複数いる中で、穏やかなコントロールで効果を上げるというのはイメージできない。梶委員が示された「何を克服すべきなのか」という議論の仕方には賛成である。

愛甲：実際はどういう状況なのか、増田委員からお示しいただけるか。

増田：利用者に対して何を求めるかという点については、既に色々なもの書かれている。

例えば、国立公園内に関しては「知床半島中央部地区利用の心得」の中に「10の約束」などとして書かれている。しかし、それが実際に履行されるような仕組みがない。並べてはいるが順守されない、あるいは順守してもらうための工夫のようなものも足りていない。法律も含め、それを担保するものが不足している。ヒグマに対するものでは、現場レベルで様々な対策がとられていたとしても、現実的にはその場その場で使えるカード、使えないカードがある。加えて、対応できる人材も限られている。そうしたことから、書かれているが進まない、という状況になっていると思う。ただ、本日は知床財団なりに「今後どうすべきか」という案を用意してきており、この先の議論で紹介しご意見をいただきたいと考えている。

愛甲：利用に関することは、主に2回目（の会議）で議論することとしていたが、梶委員からのご意見を受けて、この点、敷田委員から何かご意見があれば伺いたい。

敷田：観光客にとって、ヒグマは自然資源ではなく、文化資源に近い位置づけになってきている。それに伴って消費の形態が変化してきたと考えている。観光客からはそのように認識されている資源だという観点に立てば、効果的な対策に踏み込める。資源としての質が、この場の多くの方が捉えているものとずれている。これは愛甲座長の過去の調査で明らかになってきていることでもあり、その常識がここで議論の前提となる常識とずれると、効果は得られなくなるだろう。一方で、釣り人やカメラマンに特に顕著と思われるが、独自のコミュニティをもって活動している。カメラマン同士の付き合いの中で情報共有などして写真撮影に興じるグループについては、今まで接点がないというように財団から聞いているし、私自身も接点を持たない。こういった、これまでコンタクトをとったことのないグループが、どういうことを考えてどういう風に行動しているかというのは、まず対話をし、相手方がどういう論理で行動しているのか確かめながら進めていく段階に来ていると考える。この手の人たちに頭ごなしの論理というのは効果がないというのは、既に多くの例で分かっているし、こちら側はヒグマを非常に重視しているが、あちら側は何を重視しているのか分からないままというのでは、議論も対策も進めようがないと考える。

愛甲：今いただいたようなご意見をもとに、2回目にまた議論をさせていただければと考える。対応の方向性について、他にご意見ご指摘はあるか。

山中：ヒグマへの対処法について、捕ることしか書かれておらず、これはいかがなものかと考える。1982年に国指定の鳥獣保護区が設定され、国立公園全域が保護区になった。以来、基本的には国立公園内ではほとんど捕っていない。捕獲圧がほとんどかからない、色々な場所に人が入り込む、番屋で漁業者が生活する、その過程でヒグマと人との接点

が増え、ヒグマが人をあまり恐れなくなるというのは、至極当然の流れだ。課題は様々あるとはいえ、国立公園内でヒグマを見て喜んでる人たちもいる。カメラマンの問題を含め課題はあるが、一方で、ヒグマを見ることができたといって喜ぶ人が大勢いる状態は、私はある意味自然保護の大きな成果だと考える。このような状況は 20 年 30 年前にはなかったことで、知床を含め多くの地域では、クマは人の目につくところに出てきただけで捕殺されるという状況だった。国立公園内ですら、そこに本来いて当たり前の動物を見ることができない状態だった。保護区内でヒグマが頻繁に見られるようになったことが新たな課題を生んでいるのは事実だが、だから今度は片っ端から捕る、ということでのいいのか。クマが見られるが、同時に「人と接点を持ったクマは殺す」という国立公園は、クマが生息している世界中の他の国立公園にひとつとして存在しないだろう。国立公園内、しかも世界遺産地域内でもある地域で、これを公式な方針として運用するのか、ということになる。 「極度に人慣れが進んだ個体」の「極度」の定義をきちんと見直す必要はある。その上で、真に問題のある個体は、捕らなければいけない。しかし、「人慣れが進んだら早期に捕獲する、これが方針だ」というのは、世界遺産地域のヒグマ保護管理方針としてはおかしいと考える。どうしても行動が改善しない個体は捕獲もやむなしと思うが、山や森からヒグマが住宅地に出て来ないようにするための十分な対策がとれているかと言えば、全くできていないと言わざるを得ない。かれこれ何十年も前から、水産加工場の廃棄物はそのままだし、家庭ごみの問題も解決されていない、裏山に普通にヒグマがいるエリアで、ヒグマに容易に手の届くような魚の干し方を続けている。そういう問題に対する解決努力が全く不十分なまま、とにかく「出てきたら捕る」というのはおかしい。どうしても捕らなければならない個体は、定義を明確にした上で捕る、しかし極力捕らなくて済むような努力をした上でなければ、容認できないし、社会的に理解されないと考える。

間野：資料 3-1 の「人慣れしたヒグマへの対処法（捕獲対策）」のところにある「極度に人慣れが進んだ個体」や「国立公園内であっても」という記述は、第 1 期の方針で定めた行動段階とゾーニングを以てしても適正な判断ができない、現場で対処しきれない、そういう事例が少なからず存在したという事実が根幹にあるからではないか。人慣れしたヒグマが危険だから、本当に危険かどうかは別として、人の側が不適切な活動をしていかどうか検証されぬまま問題が拡大してしまうという例が多々あるというのは、自身も多数の現場を見てきて理解はしている。第 1 期の方針では、行動段階とゾーニングに落とし込んで対応を実行すると定めた。しかし、そこに落とし込めたかどうか、落とし込めない事例がどの程度あったかなどが検証されぬまま、この資料 3-1 の方向性が示されたことには、実は驚きを禁じ得ないでいる。この世界遺産地域内で目指すものは、ヒグマに対する正しい理解、正しい理解に基づいた人の側の適正な対応、それらを以て世界遺産の中に暮らすヒグマの価値をより高めながら、地域に対しても利益を還元していくということだ。併せ、地域の財産や安心安全も確保していく、軋轢や被害を最小限に

抑えるという理念で出発したはずであるが、いきなり「捕獲対策」としてこういう記述が出てくるのは理解できない。もう少し補足する説明をお願いできないか。

松田：全く逆の意見である。確かに「対処法」で「捕獲対策」とだけ書かれているのは、ご指摘のとおりかもしれない。だが、一連のご意見・ご指摘を聞いていると、今の知床財団が第1期の保護管理方針のとおりやってきていなかったようにも聞こえかねず、それでは知床財団としても立つ瀬がなかろうと思料する。今の管理方針通りにやっているが解決がつかない、それどころか問題が増幅している、だからどうしたらいいか、ということだろう。検証は必要だ、それは今後やったらよい。ここには確かに捕獲だけが書かれているように見えるが、今までどちらかと言えば捕獲は控えてきているわけで、それに対するオプションとしての記述と思われ、これ以外の提案があつてよいわけである。現状で生じていることへの解決策として、別な選択肢や提案に言及もせず、捕獲だけ記述するとは何事か、と言っても説得力がない。どうすれば解決するのかという、建設的な意見を出し合うべきだと考えるがいかがか。

増田：まず、言葉の定義をはっきりさせることかと思う。行動段階とゾーンの定義、これが曖昧だと対応がしにくくなるので、より明確にしたい。「極度に人慣れが進んだ個体」についても定義を明確にする必要がある。「行動改善の見られない段階1」とは、「段階1の個体すべて行動改善が見られない」という意味ではないが、現行保護管理方針ではひとくくりに「段階1」となっている点も見直したいと考えている。続く記述で「特にゾーン3や…」とあり、ゾーン3には車道が含まれるが、現実問題として道路敷地内での捕獲は、シカ捕獲（の手法の一つであるシャープシューティング）のように、道路封鎖しない限り捕獲は不可である。今ここでそれ以外の個別な事例を議論すると長くなってしまうので、後の資料でお示しすることとして、松田委員ご指摘のとおり、現状の保護管理方針で書かれている行動段階区分とゾーニングでは対処しきれない、あるいは判断が難しいケースが少なからずあるということで、この点を後ほどご議論いただきたい。

愛甲：増田委員のご発言のとおり、資料3-4に関連する行動段階やゾーニングの見直し案、定義等についてまとめられている。続く議論はこちらで後ほど行いたい。ほかにこの資料3-1でご意見等はあるか。

森田：「人間側の行動を緩やかにコントロールする方策を検討する」と書かれているが、「緩やか」とはどの程度のものまで含むのか。ヒグマが居ついたことにより登山道が閉鎖されたような事例が実際にあったと記憶するが、例えば幌別川河口に問題個体が居ついた場合、幌別川での釣りを一定期間禁止とするなどのことまで視野に入れるのか、それともそこまでは最初から選択肢としてないのか、伺いたい。

前田：ここに記した「人間側の行動を緩やかにコントロールする方策」とは、強制的に釣りを禁止するといったようなこととは異なることを指している。それは、視野に入れている、入っていないということより、現実的に困難だろうということが理由だが、ここでいう当該方策は、情報発信で正しい情報を共有する、何らかのルールを定めて情報発信する、といったことを「緩やか」と表現している。

森田：現実的に難しくできないという前提があつてのことと理解した。ただ、もし現実的に可能なオプションであるならば、そうしたアプローチも視野に入れてよいと思う。

梶：第1期の総括会議の際にも議論になったが今回触れられていないことに、背景に関する議論がある。なぜこういう状況になったかという点である。先ほど山中委員が「捕らなくなつて人慣れが進む、それはある意味よいことだ」と仰つたが、一方でそういう個体が街中に出てくる遠因にもなっているのは事実だろう。それと同時に、現地において知床財団や環境省、町の職員の方たちが非致命的な対応・対策を継続してきたが、人との軋轢が減少していない、目標が達せられていないと言われた。人身事故がなかった、死亡事例がなかったのは成果だが、もはや爆薬の上に乗っているような状態で、今の状況は、いつ死亡事故が起こっても不思議ではないと言えるだろう。地元の方たちはヒグマとの共存を目指しつつも、ゴミの不法投棄はなくなっていない。また、サケの遡上が減少傾向にある、あるいは遡上が大幅に遅れるといった、第1期の方針策定時には想定していなかった事象も起きている。知床のヒグマは自然の中にある餌資源で十分養っていけるという前提だったが、実際にはシカが増えたためにヒグマにとって重要な食草がなくなってきている。さらには、餌の端境期である夏に餌がないために、本来ちょうどその時期に間に合うべきカラフトマスの遡上が1~2週間遅ければ、餓死する個体がでてくる。そんなことは（第1期方針策定時には）誰も考えていなかった。これが農耕地だと、農作物に依存しているので餓死はしないが、遺産地域内だと餓死する。捕獲していないとヒグマもシカ並みに20%程度の割合で増加するというのが世界でも報告があるし、兵庫でもそういう事例があるが、捕らなければ増える。なおかつ、環境収容力は下がっているかもしれないという中で、こういう危険な状況が続いている、ではどうしようかということで、管理のオプションを考えなければならないということだろう。以上、昨年12月の総括で出た議論を紹介させていただいた。

愛甲：今の話題提供だが、管理の目標の設定にも関連してくる話だと思う。資料3-3に管理の目標の設定や被害の状況について書かれているので、続く資料3-2及び3-3をご説明いただいて次に進めたいと思うが、長くなると思われるのでここで休憩をはさみたい。

<休憩>

愛甲：では、再開する。管理の目標についての議論に先駆け、資料 3-2 及び 3-3 の説明をお願いしたい。

- 資料 3-2 第 1 期の課題と 2 期取りまとめにあたっての検討ポイント …環境省・前田から説明
 - ✓ 資料 3-2 の 1 ページ目は、次期方針の構成案を示すために作成した目次である。新たに「1 期期間中の総括」、「利用者・地域住民への対応」、「北海道計画との関係」を加えた。
 - ✓ 北海道計画との関係性について書き込む項は、冒頭の「1. 背景」または末尾という案がある。背景では、第 1 期期間中の大量出沒にも触れることとする。
 - ✓ 「2. 1 期期間中の総括」には、27 年度総括会議で示された総括の内容を記載する。
 - ✓ 「保護管理対策」は、次回検討会議で具体的な議論をする予定であるが、一例として、文章で記述している現状から、分かりやすい表形式での掲載にすることを考えている。
 - ✓ 「ゾーニングと行動段階区分による管理の方策」では、議論を踏まえて現行のマトリックスに修正を加える。
 - ✓ 新規項目となる「利用者・地域住民への対応」は、次回検討会議で議論予定だが、利用者の特性ごとに対応方針を明確化すること、利用者・地域住民に向けて遵守事項や推奨行動を明示すること等を提案する予定である。
 - ✓ 第 1 期で別項目となっていた「計画期間」、「関係行政機関の役割」及び「見直しの手法」は、「全道計画との関係」とともに「実施体制」という大項目の中に落とし込む。

- 資料 3-3 「管理の目標」の設定と考え方 …環境省・前田から説明
 - ✓ 第 1 期方針では、「管理の目標」の前に「管理の基本方針」があるが、第 2 期に向けては先に「管理の目標」を検討し、その議論を経て必要があれば「管理の基本方針」に修正を加えることとしたい。
 - ✓ 全体の課題として、重複する内容がある、評価困難な目標となっている点が挙げられる。その対応例として、将来目標とは別に計画期間の 5 年で達成・評価可能な目標設定とすることなどがある。
 - ✓ 目標①の捕獲上限については、管理目標を捕獲頭数の上限値とする現状のままとするか、生息頭数の下限値とするか、要検討。対応例としては、数値目標はあくまで目標として、目標を超えた場合も個体の有害性に応じて捕獲は継続、5 年間の短期目標として、①捕獲頭数の上限値を設定、②生息頭数の下限値を設定、③第 1 期期間中の大量出沒(大量捕殺)により個体数算出の条件が変わったことに鑑み、捕獲数の上限目標は設けず、第 3 期に向けた捕獲数上限目安を算出することを目標とする、などが考えられる。
 - ✓ 目標②の人身被害・危険事例については、5 年間の短期目標として危険事例の発件数を「減少」とし、将来目標として人身被害・危険事例ゼロを目指す。また、利用者に起因する危険事例と住民に起因するものとを分け、それぞれの減少を目標とする、などが考えられる。
 - ✓ 目標③の農業被害・住民被害については、現象の判断基準が曖昧なため、明確な判断基準

のもとモニタリングを実施し、方針策定年(28年)と改定前年(32年)を比較する、5年間の目標として3割減を目標とする、5年間の短期目標としてゾーン5の対応件数を減少とする、などが考えられる。

- ✓ 目標④の利用拠点の安定運用については、5年間の短期目標として知床連山登山道、フレペの滝遊歩道、羅臼温泉野営場、ウトロの国設野営場における閉鎖件数を「減少」とすることなどが考えられる。
- ✓ 目標⑤の普及啓発については、普及の回数等の努力量で評価している現状から、普及度合いを測定することとし、①アンケートなど効果的に普及度合いを測るモニタリング手法の検討するほか、普及度合いを測ることが困難であれば、②目標として設定しない、③「目標に向けた方策の実施状況」を目標とする、などが考えられる。

● 資料 3-3 別紙① 大量出没年を考慮した人為的死亡数上限の設定について

…知床財団・葛西から説明

- ✓ 保護区外では狩猟による捕獲圧が必要、保護区内では管理捕獲で対応、有害捕獲は必要最小限とするのが基本的考え方。また、クマ類の管理は個体管理であり、シカなどのように数を減らすことが目的ではないこと、人身事故リスクの増大を避ける一方で、知床がヒグマの公的な生息地であり続けることも必要。
- ✓ 食物条件、単独から子連れに移行することなどでヒグマの行動段階は変化する。シーズンを通じて一定ではない。この変化は可逆的なものであり、行動段階の変化の要因がすべて人側にあるわけではない。
- ✓ 被害の感じ方は、人の側の許容度によって開きがある。その上で軋轢を低減させるアプローチには、捕獲と防除をバランスよく実施すること、普及啓発と情報公開を通じて人の許容度をあげることの2つが考えられる。
- ✓ 第1期では、管理上の目標として、ヒグマのメス成獣の人為的死亡を総数で30頭以下としたが、捕獲数は増加傾向にある。個体数の推定は不十分で、個体群の保全の観点から疑念が残る。また、斜里・羅臼両町における捕殺において、えん罪はほぼないと考えられる。数値目標は必要と思われ、第2期保護管理方針期間中に生息数推定を実施することを条件として、第1期保護管理方針と同じ5年間でメス成獣30頭を「目安」として採用するのが現実的である。

● 資料 3-3 別紙② 捕獲に基づく知床半島地域ヒグマ個体群動態の推定について

…間野委員から説明

- ✓ 当該資料に示したデータは1991～2012年の知床半島地域(斜里・清里・羅臼・標津・中標津の5町)におけるもので、昨年の総括会議でも使用したもの。
- ✓ 捕獲されたヒグマの年齢構成は、1～4歳の若齢個体が多く、オスが多い傾向が顕著である。
- ✓ 1991～2012年の期間中に、ヒグマの個体数が①増加、②不明、③2005年までは増加・2005年以降減少、④減少の傾向にあったと仮定した場合の計算結果をグラフ化した。2000年

代初頭までは相当捕獲を抑制したので、減っているとは考えづらいとすると、④は排除できる。しかし 2005 年以降の環境変動、特に 2012 年以降の大量出沒などを考慮すると、必ずしも増えてはいないという可能性も排除できない。

- ✓ どれが正しいか今の段階では分からないが、確度をあげていくために、上限値設定の(繁殖や生存の)パラメータをより信頼性の高いものにしていくこと、個体数、特にメスの増減傾向に関する情報を集積することなどが考えられる。観光船からの観察データ(観察日時・場所・構成・個体の特徴)も有効かもしれない。

● 資料 3-3 別紙③ 個体群成長率の計算 …知床財団・葛西から説明

- ✓ 個体群成長率は、メス個体数を 100 とした場合は 0.925、150 とした場合は 1.009、200 とした場合は 1.047 となった。
- ✓ 出生率は、繁殖状況と平均産子数及び移行確率(メス成獣が単独から 0 歳連れになる確率)から算出。2009 年から 2014 年では 0.7286、ただしこれは全ての子の出生率であり、メスのみの場合は 1/2 の 0.364 となる。
- ✓ 生存率は、メス個体数を 100 とした場合、0 歳 0.94、1 歳 0.52、2 歳 0.59、3-4 歳 0.94、5 歳以上 0.82 となる。メス個体数を 150 とした場合、0 歳 0.96、1 歳 0.68、2 歳 0.73、3-4 歳 0.96、5 歳以上 0.88、メス個体数を 200 とした場合、0 歳 0.97、1 歳 0.76、2 歳 0.79、3-4 歳 0.97、5 歳以上 0.91 となった。
- ✓ 個体群成長率を算出する過程で、イエローストーン国立公園の Trout-Creek 個体群で直接観察されたヒグマの年齢構成を引用した。しかしながら、2012 年と 2015 年の 2 度の大量出沒・大量死亡を経たことなどを考慮すると、年齢構成などは現実を必ずしも反映していない可能性が残る。

質疑応答・意見など：以下の通り。

愛甲：資料説明が長く続いたので、振り返る。資料 3-2 は、第 2 期に向けての検討ポイントということで、構成の説明、(第 1 期の)総括を組み入れるという点の説明に続き、今日は主にゾーニングと行動段階の表について意見をいただきたいということだった。次に、資料 3-3 で管理目標について、課題とその対応、5 つある各目標の対応の方向性について事務局案が説明され、特に今日は目標の中の捕獲上限について検討してもらいたいとのことで、これに関連して資料 3-3 の別紙①から③をご説明いただいたところである。管理目標の⑤普及啓発については、次回検討会議で議論することとしているので、よろしくお願ひしたい。

松田：少ないデータでよくここまで解析されたと思う。ただ、ここに書いてあるように、結局この 5 年間で生息数の推定ができていないという点こそが、大きく重い問題だと言えるだろう。第 1 期方針の「管理の目的」には、「ヒグマについて、その生活様式と個

体群を現行水準で維持することを目的とする」と書かれている。つまり、個体数は減らさないということであり、ヒグマの生活様式も含めて（現状を）維持するという意味だ。ご説明では、（5歳以上のメスヒグマの）人為的死亡数は目標を超過する可能性がある、しかし個体数が減少したかどうかは不明であり、管理の目的が達成されたか否か検証できない状況にあるということだ。間野委員の計算は、これは全道で行われている方法ということなので、全道的にこれ以上の精度では算出できないのだと思うが、注意すべきは、ここで知床と書かれているのは、我々が議論している保護管理方針の対象地域である3町ではなく、5町であるという点と、0歳も含まれているという点かと思う。第1期の方針策定の際、メス（の個体数は）150という数字を踏まえて、（5歳以上のメスの人為的死亡が）5年間で30頭と決めたわけだが、それとの比較が直接はできないということだ。ただ、これは是非とも比較したいと考える。つまり、0歳を除いたら何頭なのか、150頭より多いと思われるのか少ないのか、そのくらいは分からないと次の議論が進まないと考える。もう一点、議論の進め方全体について、先ほど森田委員も言及されたことだが、ここに書かれた選択肢以外は「できない」ということか、という点だ。私は、本当にここに示された選択肢でできないなら、それ以外の選択肢も採用しようと考えている。行政的に非常に難しいのは理解するところだが、一例として先ほども話に出たように「道路では発砲できない」といったところで、知床では（エゾシカのシャープシューティングのように）前例があり、本当に必要なら色々な工夫をして実現してきている。本来、そういったことも含めて、今できる範囲のことで解決するのか否か、それを検討した上で、さらに別な選択肢を検討すべきか否かに議論を進めるべきだと思う。この資料のままに検討を進めていくと、そういう議論ができぬまま、出来るだけのことはやった、けれどもうまくいくかどうか分からない、目標が達成できるかどうか分からない、と言いつつ次の5年間で過ぎていくのではないかという危惧を抱く。

坂口：今、資料に記している対応に限定するつもりは全くない。前回の総括会議で示された意見を踏まえて、いくつか挙げさせていただいたが、これは違うのではないかなどのご意見をいただいて、検討を進めたいと考えている。ただ、資料に文字で記すことで、それに引っ張られる部分もあると思うが、例えば個体数推定には別なこういう手法があるとか、こういうデータが集まればこれができるとか、今年度中は無理だが次の5年間で何をどう把握してさらに次期につなげていくか、第2期の最初の目標はどういう書き方までなら可能であるなど、アイデアを頂戴したい。ここに記したのはあくまで例示と捉えて、ご意見をいただきたい。

間野：個体群動態の推定については、新しいデータを加えて計算しなおせば、より多くの提案ができるかもしれない。斜里・羅臼・標津の3町に限った数の推定は同様の手法で可能であるし、その際、やはりメスの頭数推定が非常に重要になると思うが、これまでの経験からメスは定着型であり遠くまで移動しないということがわかってきている。

従って、たとえ開放系の個体群であってもメスに関してはそう広くない範囲内に定着しているということで、その開放系の中で一定の根拠を持った物理的な線を引いても、動態推定はできると考えている。松田委員からご指摘のあった成獣の数とその動向も計算ではじき出すことはできる。2012年と2015年の大量出沒と大量死亡の年のデータはここでは十分反映されていないが、それについても現在データの整理を鋭意進めており、それが整えば計算機実験は可能である。将来予測については、メス捕獲数の上限設定に向け、向こう10年20年にわたりどういう動向をたどる可能性があるか、予測することも可能だ。ただ、いつまでに、というのは今すぐに答えられない。できれば次の検討会議（9月）までには一歩進んだものをお示ししたいと考えている。逆に言うと、それは北海道の管理計画の中でも必要になってくるので、鋭意努めたい。

桜井：質問がある。資料3-3別紙②の4～5ページにかけた文章内に「DNA分析」に触れた記述がある。今の間野委員の話だと、母親はあまり移動しない。個体数が変動するときに移入・移出の問題はどうなっているか。オスが出入りしているのか。そうではなくて、非常に固有の集団であるとする、管理の仕方が変わると思うのだが、その辺はどうなのか。

山中：オスは半島の基部から大きく移動してきている。出て行ったものは未確認だが、流入は何度も確認している。メスについては、従来考えられていたよりは大きな移動がDNA分析結果から確認されているものの、半島から出るほどの大きな移動は考えづらい。

間野：補足する。かつてエアドゥの寄付で実施したミトコンドリアDNAのハプロタイプの分布パターンからは、オスに関しては半島内への移入、半島内から半島基部もしくはより内陸への移出を示唆する遺伝子の分布パターンが確認されている。メスに関しては、そういうパターンは確認できていない。

山中：管理目標①の捕獲上限について、いくつかのパターンが示されているが、先ほど間野委員が言及した「3町に限定して大量出沒の年の情報を加味した上で推定し直す」ことが可能だとして、最大と最小の値の開きは大きいものになると思われるが、それに基づいた新たな目標設定は可能か。もし可能でないなら、選択肢の③を選ばざるを得ないと考えるが、いかがか。

間野：結果を見つつ、どういう風にしたら次の目標を設定できるか、という議論になると思う。第2期期間中に、一定の捕獲をした結果、個体数が減ったか増えたかということについて評価ができる何かがあると、より正確な個体数の推定につながると思われる。私のイメージとしては、今、山中委員が指摘されたように色々なシナリオがあって、少ししか捕獲しなかったがいなくなるかもしれないし、たくさん捕獲しても減らないかも

しれないという、ある意味「なんでもあり」な結果になる可能性もある。ただ、結局のところその中から最もありそうな値、中間値なのか、安全を見込んで中間より少し下の値を採用するのか、なんらかの援用をしてそれを上限値として様子を見る、ということかと思う。この「様子を見る」というのが非常に重要だと私は考えており、第1期の管理の期間中に大量出沒などがあったわけだが、その結果、個体数がどう変動したのか、確固たることが今は言えない。今度は、過去の動向やメスの観察データなどをもう一回きちんと並べて見て、指標化し、管理計画の最後の期間でその反応について一定の評価ができることを目指す。それらをワンセットで実施することで、もしかしたら評価できる可能性がある、そんなイメージを持っている。

坂口：第2期の最後ぐらいに、というイメージか。

間野：第2期の上限数についても、予測をし、これをやって第2期期間中に一定以下に個体数が減るリスクは10%以下である、少なくとも第2期の間に絶滅する可能性は5%以下である、などの値を上限に設定するということだ。その値は、現行の30頭からかけ離れた値になるとは思えない。私が心配するのは、そういう状況にもかかわらず、上限の値というものが守るための手立てとしてどこまで有効かということが計画の中に盛り込まれているかどうか、それも併せて評価されるのだろうかという点であり、そうした手立てと上限値を、どこまでバランスよく書けるかという点だ。

梶：基本的なところに議論を戻して恐縮なのだが、第1期の基本方針では「現行水準で維持する」とあった。それを第2期でも前提とするのか否か、確認したい。第1期の方針策定時とは、状況はだいぶ変わってきていると考えるが、いかがか。人身事故は幸いにも起こらなかったが、軋轢は増加しており、対応する側としては限界に近いというのが現場の意見だったはずだ。選択肢としては非常に限られている中、大量に出沒する、餓死が起こるなど、過去になかったことが、この数年にはあった。そういう中で、同じ方針を維持するという前提で議論が進んでいるように思うが、それでよいのか。

間野：同じ方針を維持するというのではなく、捕獲上限の設定に関しては先述のような形で進めてはどうか、という意見を述べた。現行水準で維持する方針を踏襲するとは申し上げていない。それについては、また別途議論する必要があるだろう。例えば10年以内における絶滅を回避する、これは当然の前提としてよいと思うし、捕獲の上限について、現状維持が担保できる値を設定する、というやり方はあってよいだろう。

佐藤：今、梶委員が指摘されたのは、第1期の保護管理方針の管理の目的の中に「生活様式と個体群を現行水準で維持する」という記述があり、これを前提として、資料3-2では管理の目的は「変更なし」と書かれているが、それでよいのか、というのがまず一点。

さらに考えを進めると、個体群も現状維持で生活様式も現状維持ということは、個体数が同じにもかかわらず問題の程度が悪化しているときに、個体数維持を優先させるのか、それとも生活様式の維持を優先させるのかという判断になるのではないか。個々の優先順位を考えると、捕獲上限を目標範囲内でとどめることを優先させるべきなのか、それとも行動段階を悪化させないことを優先させるべきなのか、という判断につながっていく。その辺をもう少し整理すると、何を目的に何を優先して進めていくかの議論が進むのではないか。

間野：捕獲上限に関する私の意見であるが、なにがなんでもそれを超えてはいけないということ述べてつもりはない。現行水準を維持するための捕獲上限とは、私は一切言っていない。軋轢を回避する、あるいは絶滅を回避する、そのために何が最も重要な問題なのか、環境収容力の変化や、人目にさらされて人慣れが進む状況なども含め、ヒグマを取り巻く環境が急激に変化しつつある中で、捕獲上限というのは絶滅を回避するための健全な最小限の集団を維持するために設定するものであると私は理解しているので、現行水準を維持するという前提には立っていない。誤解を与えたのであれば、説明不足であったので、ここで補足したい。私は一貫してその前提で話をしていた。

松田：30頭という数字は、メス150頭という前提で、ある程度予防的な観点から個体数を減らさないという趣旨で出した数字だ。絶滅はさせないが、減らしてもよいという前提に立てば、この数字は変わる。そういう議論で間違いはないか。当然のことながら、全道計画としてはそういう議論はされているわけだが、知床は世界遺産なのであるから、絶滅させなければ減らしてもよいのだとは、私自身は言いたくないし、ここにいる誰もが同じだろう。問題個体さえいないならもっと増えてもいいぐらいだ。それができるかどうか問われている。その意味で、問題個体の増減傾向すらきちんと把握できていない、どのくらいいるのかも分からない、そういう情報が書き込まれないということこそが問題であり、そのモニタリング体制が整わないと、進まない。知床は全道よりやりやすいはずで、そうした現状認識のためのモニタリングの必要性や体制についてご検討いただきたい。これは全道計画でもお願いしたい点だ。

山中：松田委員ご指摘の点について補足すると、行動段階2以上で、捕獲していない個体はほとんどいないと認識している。農地などでは「食い逃げ」している個体もいるかもしれないが、特に目立つ段階2以上の個体はほぼ完璧に捕獲していると思われ、行動段階2以上の推移は示せると考える。それ以外、行動段階1については頭数までは示せないと思うが、割合についてはどのくらいというのは、かなりの個体識別が知床財団や北大、知床博物館によってなされてきており、識別されている個体の中で行動段階1と判断される個体が占める割合は示せるだろう。

松田：観察できている個体のうちどの程度が問題個体かではなく、全個体の中で占める割合が必要である。しかし、全個体数が推定できていないので、割合も当然推定できない。むしろ、段階 1 の個体数は見えているはずなので、ある意味では推定できるだろう。段階 2 に関しては、調査から推測して上限下限を設定するという事は渡島半島で前例もあるので可能と思う。行動段階 1 の個体が増えていることにより（対応件数が）増加している、そのことが問題だと考えるので、行動段階 1 の個体がどのくらいいるのか、それをどの程度コントロールできているのか、そういった情報が必要だ。

葛西：行動段階 1 の個体がどのくらいいるかという話について、以前メールでも配信させていただいたが、幌別・岩尾別地区などで行動段階 1 の数値を示すことはできる。空間のスケールが小さいため、5 頭とか 5 組、多くても 10 組といったところか。問題は、行動段階 1 の個体は数年後には捕殺されていなくなるが、新たに追加されるという点だ。数字的にはおおむね一桁、3 から 7 組で推移しているが、メンバーは入れ替わる。一桁という小さいスケールなので、数字は示せるものの現場では 1 頭 1 頭に引っ張られるとも言ったらよいだろうか、全道レベルであればイメージできるのかもしれないが、知床でこの数字そのものがどういう意味を持つようになるのか、イメージができないでいる。

松田：以前伺ったときはもっと多かったような気がするが、それはよいとして、現場では問題個体ではあるが野に放たれた状況にあり、それゆえに始終追い払っていただけない、という点に苦慮しているのだと思う。むしろ生け捕りにしたほうが楽だという考え方も、ひょっとしたらあるかもしれない。何も殺すか放置するか 2 つだけが解決方法ではないだろう。色々な解決策があると思う。

葛西：先のメールでは、半島基部の農地まで含めた数値も含めてお示ししたので、もっと多かったという印象をお持ちになったのだと思う。常に我々が観察している知床財団事務所周辺、つまり幌別・岩尾別地区周辺という狭い範囲だと、先述したような数値になる。知床半島全体でどうかということになると、行動段階 1 は幌別・岩尾別のほかるシャ地区に多いのだが、ヒグマが暮らしている場所によって行動段階 1 が許容されるか否かは変わってくる。もちろん、羅臼側の、海岸線に沿って人の暮らしが続くその裏山にも行動段階 1 のヒグマはいて、そうした個体は 2012 年の段階で相当数捕殺されたと考えられる。

間野：葛西氏の発言のとおり、半島の先端部、人がいないエリアにいる行動段階 1 の個体は、全く問題にならないか、むしろ観光船などからよく見えるという点では（地元の観光にとって）メリットですらあるかもしれない。しかし、同じ行動段階 1 の個体がウトロや羅臼の市街地などに出てくれば、トラブルとなる。管理上、行動段階 1 がどのよう

な問題になるかという、やはり人の生活圏近くでの行動段階 1 は容認できない、という整理だろう。だから保護管理方針の中で、これまでもやっているのだろうが、行動段階 1 の個体というのは一定の頻度で（人前に）出てきて、当然ながら追い払っても効果がなければ仕方なく除去するという選択肢はあってしかるべきだが、それを継続しても一定の場所に一定の頻度で出てくるということは、確かに空間スケールは小さいかもしれないが、少なくとも行動段階 1 の個体が安定して供給され続けているという傾向自体は言い切ることができるのではないか。逆に、半島先端部のように行動段階 1 が問題にならない地域では、そもそも人が行動段階 1 だと認知することもないだろうし、半島基部のような場所では行動段階 1 の個体はそれ以外の地域も含めてどんどん駆除されているので、うろちょろし続けることはない。従って、半島全体で推計するというよりは、人の目につくエリアにおける行動段階 1 の個体の頻度というものをきちんとモニターして、それをどう、何によってコントロールするのかという議論が必要なのではないかと考える。

坂口：手持ちの資料からの情報を、一点共有しておきたい。2014 年ぐらいまでの行動段階 1 のヒグマで、個体識別の上で追跡ができていた 22 例のその後についてである。17 例が有害鳥獣駆除または狩猟で捕殺されている。当然ながら行動段階は 1 もしくは 2 に近くなっていると判断された個体であるが、先ほどの資料説明で、行動段階は 2 から 1 に、あるいは 0 に戻ることもあるということだった。大量出没年に（人前に）出てきた個体と、平均的な年に出てきた個体とでは、行動段階の可逆性は異なるのではないかと思えるのだが、そのあたりはどうだろうか。

増田：個体の履歴はかなり追えるようになってきている。行動段階は、目撃時点の行動でまず判断するというようになっていたが、第 1 期の期間中に一定数の履歴を追えた結果、行動は個体レベルで段階を踏み越えることがわかってきた。生き物なので当然ながらゾーンをまたいで動くわけだが、最終的に捕殺される個体は、ゾーニングとの関係でみると、許容できるゾーンと許容できないゾーンをまたいで動き回るし、同じゾーンの中でも（細かく見れば）許容できるところとできないところがある。現場で困るのは、履歴が追えれば追えるほど、どの段階でその個体を問題個体と判定を下して排除するのか、あるいは排除しないのかという点だ。今の保護管理方針では、行動段階 1 はとりあえず問題個体ではないので、駆除する・しないはグレーである。そのあたりが、現場を預かる知床財団が判断に迷い、苦慮している点だ。

愛甲：話がゾーニングと行動段階の方向になってきた。目標設定の進め方や対応についてははっきりした結論は得られていないが、管理の目的の項には「現行水準で維持」と確かに書かれている。基本方針の項も、これは今回変更を加える予定ではないが、「上限の目安を設ける」と書かれている。佐藤委員ご指摘のとおり、目的・方針・目標の整理も

少ししたほうがよいのではないかと考えている。その上でどういう値を設定するのか、第2回目の検討会議までには、とっていただいた間野委員の計算結果なども受けて、もう一度議論したいと思うがどうか。その間、ML 上での議論なども継続したい。時間も押しつつあり、次の議事に移りたい。

- 資料 3-4 ゾーニングとヒグマの行動段階区分に関する検討について …環境省・前田から説明
 - ✓ 第1期方針での課題に、ゾーン3の区域において、人慣れした行動段階1の個体が多く出没し、追い払い等の対策労力が膨大となっていることが挙げられる。
 - ✓ 第2期方針の策定に向け、ゾーニングと行動段階の見直しが必要か、対応内容の修正で解決可能か、などを検討したい。

- 資料 3-4 別紙 ゾーニングと行動段階区分に関する見直し案 …知床財団・葛西から説明
 - ✓ ゾーニングと行動段階区分の見直しについて、知床財団案を提示。
 - ✓ ゾーン3について、面的な広がりのない線で、さらに銃器が使用できない等、ヒグマに対する対応策に限られる車道沿線での対応、羅臼側観音岩からルサ川河口の海岸部での対応等で判断に苦慮する事例がある。これについては、ゾーン3を廃止し、「特定管理地区」という分類を新たに設定、個別地区の特性、利用の実態に応じた利用者側の制御を重視した対応や、利用の季節変化に応じた対応を行う案を提示。
 - ✓ 行動段階区分について、段階1と判定されているが、行動改善が見られない個体がかかりいる現実に照らし、それら改善が見られない段階を新たに「1+」という分類に含めることとする案を提示。
 - ✓ ゾーン5について、先に書かれていた「基本的には捕獲」と、続く文章として書かれていた「可能ならば追い払いを実施」の順序を逆にした。

質疑応答・意見など：以下の通り。

松田：全道計画との整合性をとる必要があるという観点から、新たなカテゴリーと聞いて少々心配したが、細分するのであれば問題はないと考える。ただ、その上で行動段階の「1+」と「1」の違いがほとんどないように感じる。もう少し自由度があってもよいのではないかと。つまり、「1+」については、もう少し思い切った記述をしたほうが分ける価値があるのではないかと。先ほどの説明で、段階1の個体を追い払い続けて、結局救えていないという現実が明らかになった。これは非常に重要なことで、それならば別なやり方をすべきだという議論になると考える。先ほど、年に数頭であれば生け捕りという選択肢があってもよいのではないかなどと、あとのことは現場が何とでもしてくれるだろうと思って軽々しく発言したが、追い払いをし続けるということは、段階1の個体がずっと野に放たれている状況を指しているわけで、それがいつ人身事故につながるかも

分からないという状況を生み出しているならば、同じ労力をかける中でもう少し選択肢の自由度を上げてよいのではないか。ゾーンについては、ゾーン 3 を廃止して特定管理地区を設け、その中には知床五湖利用調整地区も明記した上で「人側の制御を行う必要がある地区」としているというところまでは非常に良いと思うのだが、実際に何ができるのかをもう少しこの場で議論したいと考えるがどうか。

坂口：特定管理地区の中に「利用の実態に応じた人側の制御を行う必要がある地区」と記しているが、ゾーン 3 のままだも人の利用が集中している地区は含まれていたの、名称を変えること自体に意味があるのかと、実は少々疑問に思っているというのが一つ、もう一つは、「利用の実態に応じた人側の制御を行う必要がある地区」というのは、「該当地域とその特性」の欄に記すべき事柄ではなく、それに対応した、次回議論するような利用者対策といったところに書き込む話ではないかという点の一つ、個人的にはあまりゾーン 3 のままの時と大きな違いはないように感じている。どちらかという、右側の「行動段階ごとの対応内容」をどうするか、更にはその先に来るであろう利用者への対応というところどこまで書き込むかがポイントなのではないか。知床財団の案としてこれをあえてここに書き込んだ意味合いを、ご説明いただけないか。

増田：まず、ゾーン 3 というのが面的な箇所ではないということがある。次に、このゾーン 3 においてヒグマに対してとれる何らかの措置、アイテムが非常に限られるということがある。「必要に応じて捕獲」など書いてはあるが、遊歩道や車道というところは、法的にも社会的にも、このような対策を実施することが極めて難しい場所であるので、現場的には違和感のある点がゾーン 3 に含まれていた。こういった場所こそが対応に際して知床財団が困っていた場所であり、これに関して少なくとも次の 5 年間もクマに対してできることが限られているのであれば、人に対する働きかけをここでは重点的に書き込むべきではないかと考えた。「1+」についてだが、対応内容はあまり変わっていないというご指摘はごもっともだが、これを敢えて分けたのは、社会的になぜこの「1+」が問題なのかと言えば、一般の方には非常に伝わりづらい。ヒグマの方から姿を現し、警戒行動や威嚇行動をとることなく、いたって呑気なふるまいをしているので、特に公園利用者、観光客の方たちは、動物園でクマを見ているような感覚に陥りやすいのだと思う。そういう、特に危険を感じさせることもないヒグマを捕殺するという我々の行為は、社会的には理解されない。敢えてこの行動段階を分けたのは、クマへの対応は現状のままでよいという道をとるとして、利用者あるいは社会に対してその説明ができるような管理側の立場、方針、なぜこれをやるのかということを確認しておかないと、理解が得られないということを痛感しているからだ。方策については、知床財団でもマトリックスの中に入っている部分というのは、実はまだ十分な議論がなされていない。ただ我々にとってはゾーン 3、行動段階 1 というものは、これまで通りでは、仮に保護管理方針が定められても、今の時点でこの方針に沿った結果が出せないのではないかと

う危惧を持っている。そのため、このような案をお示しした。

間野：知床だけでなく、段階 1 の扱いが一番厄介だ。場所によっても変わるし、当該個体の置かれた状況によっても変わるからだ。色々な側面があり、容認される場合、されない場合、あるいは人の側が不適切な行動をすることによって軋轢の度合いを高めてしまうこともある。それらすべてをコントロールできない以上、取り返しのつかない事態を避けるためにコントロール（捕殺）せざるを得ない、そのことをきちんと説明できるようにあらかじめ記しておく、ということだと思う。だとするならば、「1」とか「1+」とするよりは、「1」のままにして、「1」の中には色々なものが入って、状況に応じて臨機応変に対応しなくてはならないので、特定管理地区、元のゾーン 3 が非常に悩ましい場所であり、自然度こそ高い場所だが人も集約的に利用している場所であるから、管理に関しては採用の幅を広げるという書きぶりにはどうか。敢えて細分化せず、「1」というのはそれだけの裁量を持って対応しなくてはならない場所なのだというように書き直せば済む話ではないかというのが、率直な意見だ。

石名坂：現場の感覚を踏まえて、発言したい。定義付けこそ別途必要だとしても、我々は「1+」という個体は明確に区別している。参考資料 1 をご覧いただきたいのだが、「代表的な問題個体の行動履歴」というタイトルで、我々の感覚において、見直し案で「1+」に該当する個体の行動履歴をまとめたものである。通常の行動段階 1 であれば、観光客の前に姿を見せても、ゴム弾が当たればそれなりに逃げる、しばらく姿を見せなくなるなど、人に対してセンシティブな反応があってしかるべきなのだが、この資料に掲載されているある個体は、先日私がゴム弾を当てた後も、10 分ほど林内を追いかけまわすことになった。結局、これまで我々が行ってきた通常の非致死性的対応では制御が難しくなってきた。しかし、明確に（人為的な食物に）餌付いているわけではない。行動段階 1 の中でも特に度が外れた個体を、我々は「1+」と認識している。そういう個体はやはりある程度、社会に対してあるいは利用者に対して、明確に分けて説明できる状態にしておかないと、我々としてはやりにくい。

松田：今の現場の意見は、ゾーン 1、2、4、5 では問題ないが、ゾーン 3 では「1」と「1+」は明確に分けないと、対応が難しいという話だと理解した。しかし、全体としてはあまり複雑にしたくない、ということでもある。例えば、ゾーン 1 と 2 は区別が必要なのかという議論も必要になるか。特定管理地区という言い方ではなく従前のゾーン 3 に戻すかということ、それには皆さん反対で、それならゾーン 3 など不要で、2 か 4 にしてほしいというのが現場の率直なご意見かと思う。そうでないなら、ゾーン 3 になっていたところをもうちょっと何とかしてくれ、そうでないと現場では対応しきれない、という心境なのだろう。その上で、「1」と「1+」は必要なら区別してよいとは思うが、全体にもう少し整理して、当然今日決めろということではないが、現状では「1」と「1+」

のメリハリがあまり感じられないので、そこをもう少し議論すべきだと思うし、その議論の過程はやはりこの場で議論するのではなく、むしろステークホルダーにぶつけることによって、合意を引き出していくというようにしないと、あまり状況が変わらない気がする。繰り返すが、結局このゾーン3に近いところの段階1は繰り返し出てくる、繰り返し追いついても救えていなかったという現実、それからゾーン3というのがあまり機能していなかったという現実、この二つの総括の上に次の保護管理方針を決めていかねばならないということだ。

梶：石名坂氏の説明で、「1」と「1+」は明確に異なるということはよく分かった。ただ、外から見た時に、やはり「1」と「1+」は違いが分かりづらい。例えば「2」のところで「必要に応じて」と「基本的に」という記述がある。「1」のところでも、基本的にはこうで、必要に応じてとか、必要とは何かと言った時に、先ほどの「1+」で対応するのだということでもよいように思うがどうか。そうでないと、じゃあ「2+」はないのか、とかなりかねない。原則はこうだ、「1」と「2」の違いはこうだ、しかし例外的に、と言っているのか分からないが、問題に踏み込む場所と個体がいるというので必要に応じてこういう対策をとるという記述で十分対応できるのではないかと思うのだが、どうか。

安田：知床財団が言いたいのは、外向けにいかに説明できるか、ということではないか。見た目は変わらなくても、捕殺しなければならない状況が生じた場合に、これはこういうことだから捕殺しなくてはならないのだという点を明確に示したい、そういうことではないのか。

増田：それもあつ。ゾーン3でそういう状況が頻発するわけだが、一方でそこでは捕殺ができない。今の方針では、行動段階というのはその場その時点で判断すべきものだが、別なゾーン2やゾーン4で、履歴に鑑みてそこで、ということになる。外から見ている限り、行動段階というのは「1」の中のどこに位置するのかが分からないので、特に一般の方からするとさっぱり分からない、よつてこちらの対応が理解されない、そういう現状を何とかしたいということだ。

桜井：マトリックスだけだと分かりづらいが、フローチャートのような、こちらに流れた時にはこの方針で対応する、こちらならこう、といったよう形で、流れを示すと分かりやすいのではないか。そういうものはあるのか。

増田：現実的には、問題個体、特に「1+」のような個体については、斜里側では「知床半島ヒグマ保護管理方針」の表紙に書かれた環境省・北海道森林管理局・北海道・斜里町で協議し、方針決定している。羅臼ではまだそこまで行っていないが。フローチャートに近いものはあるが、保護管理方針にはまだ反映されていない。また、捕殺の方針が出

たとしても、観光客の多い場所では実行できない。さらには、季節によっても変わる。これは、季節によって観光客の数が増減するというだけではなく、ヒグマの行動も変わるといふことで、それらが現場で我々が非常に悩んでいる点だ。

間野：私の理解としては、今まさにそこにいる現行犯であれば捕殺してよいが、そのクマがゾーンをまたいでしまったらもう捕殺はできないというような、そういうことではないと思う。もう一つ、段階1で問題行動がエスカレートして軽減されなかった個体というのは結局追い払いの甲斐がなくて最終的に駆除せざるを得ない、そういう事例はこれまで多数積み重ねてこられたと思う。そういう事実があるので、きちんと定義をした上で、この個体については有罪、今ここでは捕殺はしないが、次に捕殺できる機会があれば速やかに除去するとして、きちんとリストアップしておく。

増田：現実ではそこまで踏み込んでいる。が、リストアップまではしていない。

間野：それでやるのだと、きちんと明文化する、もしもその点が誤解されるのであれば、誤解されぬようその点を明文化すべきだ。それから、一連の資料では行動段階の定義が書かれていないまま、いきなり「1+」が登場したので、新たに「1+」を設ける、その定義はこうであるという記述が必要だ。

増田：定義の資料があったのだが、直前に外した。

坂口：「1+」にするのか、「2-」でもいいのではないか、例えば参考資料1のような個体がいるという情報を踏まえて、「1」を分けるのか、分けずに「2」の記述を変えるのもよいのではないか、など、各位から色々な意見が示される可能性を考慮して、敢えて配布資料から外したという経緯がある。「1」と「2」の間に新たな段階を設定すべきだという説と、ある程度次の問題行動に進みうる個体が定義づけできるのであれば、「2」の定義に手を加えてそちらに包含できるようにするなどの意見があった。外に発信して理解の促進を図るのならば、「1」と「2」だけにすると、その間に「1」から一段階エスカレートした問題個体がいるということが見えづらくなるという意見もあった。

増田：この会議における議論の対象はヒグマであり、ヒグマへの対応を明確化するのは当然であるが、同時に人に対しても方針を明確化して、両者をセットで進めないと、およそ社会的に理解されない。葛西の説明にもあったように、必ずしも人側のミス（不適切な行動）だけで行動段階1のヒグマが生まれるわけではない。ただ、人側の問題によって行動段階1のヒグマが行動をエスカレートさせる事例があるのも事実だ。そこはやはりセットで次回以降もご議論いただきたい。

山中：私が申し上げたいのも、まさにその点だ。先ほど「極度に人慣れが進んだ個体については早期に捕獲」「行動改善の見られない段階1のヒグマを積極的に捕獲」といった記述に関して苦言を呈したが、今、早期かつ積極的に捕獲するという前提で議論が進んでいる。坂口氏から「22頭のうち17頭が捕殺」という情報も提供いただいたが、そこには食べてくださいとばかりに誘引物が放置されていた結果、捕殺に至ったケースが少なからず存在する。そういう状況を放置したままで、早期に駆除することを目的としてこのマトリックスをいじるばかりではなく、次の保護管理方針では利用者も地域住民も含めた人間の側に向けた対策をきちんと明確化して実行できるような状態にした上で、行動段階1のゾーンいくつかの個体は捕殺というレベルにもっていかないと、まさに説明がつかない。国立公園の中は概ね遺産地域の中でもあり、行動段階1であってもあまり逃げないから捕殺します、というような保護管理方針は、国内世論・国際世論を通じて容認されないし、IUCNやUNESCOへの報告もできない。これだけの対策をやった上で、どうしても許容できない個体がいる、このような手順を踏んでなおこのようになった、それが説明できなければならない。このマトリックスで説明を分かりやすくし、捕殺しやすくするというのではない。今このマトリックスの中に、ゾーンによっては誘引物対策が色々書かれているが、まったく具体化していない。ゾーンごとでもよいし、斜里町の何々地区という主要な地区ごとでもよい、今そこで課題になっているのは何であり、そこに出てくるヒグマが出てこないようにする対策、あるいは、残念ながら行動段階1の個体が出てきてしまった際に、その個体を「1+」や「2」にさせないような対策をどうするか、地域ごとの具体的な方策もきちんと書き込まねばならないし、書き込むだけでなく実行していく方策も書き込まなければ、まさに説明ができない。

松田：まずこの保護管理方針だが、順応的管理という言葉が見当たらない。ヒグマの保護管理マニュアルには、個体数に応じて対応を変えると書かれているが、そういうことはこの保護管理方針には書かれていない。今の状況から個体数が増減するというのではなく、問題個体数の増減こそが重要だが、その代わりにゾーニングと行動段階が書かれていて、それごとに対応を変えている。本来は、知床のヒグマの生息個体数あるいは問題個体数に応じて、ゾーンあるいは地域ごとに対応を変えるというのが筋だろう。今はそうっていない。モニタリングすべきこととして、全体の個体数の増減とともに、問題個体数の増減があり、それによってやり方を変えるべきである。今の増田委員・山中委員の意見は、クマだけではなく人の側の問題もあるだろうという指摘だ。先般、問題カメラマンその1、その2のような資料を目にしたが、人間のモニタリングも必要だと考える。なにも人間を制御することだけとは限らない。こんな人が大勢いるようでは、クマの側に対してこういう対応は取れないということもあり得る。つまり、人間の側の対応次第ではクマへの対応を変えるということもあってよい。そういう意味で、人間側のモニタリングも行ったほうがよい。

敷田：今の、増田・山中・松田の各委員の意見に賛同する。非常に重要なポイントだ。現行の保護管理方針の有する限界でもあるのだが、目的の部分に利用者の良質な自然体験の充実を図るようなことを記載しながら、管理の目標の部分では、ヒグマの生物学的・生態学的な目標や内容しか書かれていない。管理の目的と実際的手段にずれがある。特に、生活の安全安心のことになると、そのずれが大きくなる可能性を持っている。次回以降になると思うが、利用者側をどの程度コントロールするかではなく、利用者に参加してもらい、そこを真剣に検討しないと、こちらで勝手に管理をしているが、管理のステークホルダーたる人たちが参加していないがゆえに、全く効果があがらないというところに辿り着くのではないかと危惧する。これについては、エコツーリズム・適正利用検討会議の方から多分意見が出てくるだろうと思うので、お伝えしておくが、増田委員が言及したように、ヒグマは社会資源化している。知床に来たことがない人も、ヒグマに関してコメントするようになってきている。殺すなという意見を言って、それが否定されない状態に既になっている。社会全体がステークホルダーのような状態になってきているので、政策のマーケティングをしていく必要がもはや生じていると考える。二点目として、観光利用は特に生態系サービスの中から文化的サービスを取り出して扱っているわけだが、利益を享受しているのは観光関係者で、損失は地域の人や知床財団という構図ができているので、例えば観光関係者から（地域や知床財団の人たちが）管理料をもらって管理する、その代わりある程度はヒグマを観光資源として認めるようなプロセスが組み込まれるようなことがないと、ずっと平行線を辿ると思われる。三点目として、観光客に対するイメージ調査の結果や、今のパンフレットやガイドブックにおける扱いを見る限り、観光客は地域の住民の暮らしがある空間でヒグマを見ているとは認識しておらず、隔絶された場所、先ほど動物園という表現が増田委員から示されたが、その認識が近いと考える。だとすると、安全に見られるというのは最低の要求というよりも当然の要求に近くなってくるので、そういう意識を再度きちんと調査した上で、どういう働きかけをするべきかを検討する時期に来ている。最後に、これは私の直観に近いことなのだが、ヒグマの消費が非常にリアルだということだ。ガイドブックを見ても、本物のヒグマの写真しか載っておらず、例えば今日使用されている資料も本当にリアルなヒグマで、これは消費させない方がまずいという結論に直結する。くまモン（のような人気キャラクター）を作れとここで言っても意味はないと理解しているが、クマの見せ方をコントロールする時期に来ている。クマ、先ほど文化資源と申し上げたが、その見せ方はいじってよいはずなので、これはむしろ利用している観光関係者に登場してもらえないところだと思う。ガイドブックをご覧いただければお分かりいただけると思うが、キタキツネと同じページに「知床で見られる動物」として（ヒグマが）一緒に掲載されており、観光で訪れる方たちが「見られる」と期待して来ていることはまず間違いない。

愛甲：敷田委員に伺いたい。先ほどゾーニングの議論の中で、利用者が比較的多い利用拠

点を特定管理地区とする案が示されたが、これについて何かご意見はあるか。

敷田：特定の場所で利用を集中させ、他の場所を保全するという手法は、基本的に愛甲座長もご存じのとおり国立公園管理ではよく使われる手法である。関係者の理解が得られるなら、採用に値するだろう。ただ、それを国立公園内で行うか、観光客は恐らく先述したようにリアルなヒグマを見たいので、最初にヒグマを十分に見てしまえば、それほど見たいとは思わなくなる。従って、入り口にクマ牧場を作るというのが手っ取り早いですが、国立公園内にとということだと、後戻りができないので慎重に取り組むべきだろう。今の段階では、愛甲座長には申し訳ないが、（特定管理地区については）特に意見は出せない。

愛甲：では、私の意見を述べさせていただく。まずゾーンについてだが、特定管理地区についてはゾーンではないということで、ゾーニングの表に入れ込むこと自体に無理があるような気がしている。ゾーン 1、2、4、5 を残して 3 は抜いてしまい、ゾーンはあくまで地理的な基準で設定することとし、特に観光客に対しては、特殊な対応が必要なケースとしてこれを取り出してしまおう、マトリックスからは外すというのも一案かと考える。次に行動段階だが、「1+」を新設する案が示されたところであるが、ひょっとすると「1+」も（上述したゾーンと）同様な書き方ができるのかもしれないと感じている。「1」の幅を広げて、という意見があったが、その中に特殊な行動などの履歴に関する記述がきちんと残されていれば、こういうヒグマについては、こういう根拠に基づきこう対応するのだという書き方を、マトリックスの後に加えるという手があるのではないか。対応策についてもいろいろな意見をお出しいただいたが、保護管理方針では「管理対策」の項は平時と出没時しか書かれておらず、ここにおいてはマトリックスに整理した意義が逆に薄れてしまっている。その辺を含め、また次回議論したい。

久保：次回以降は観光客など人に対する対応の話になるということだが、言葉の定義で慎重を期すべきと感じるものに「許容度」がある。資料 3-3 別紙①の説明の際、人によって許容度は異なるし、変わるということだった。これは管理者側から見た場合だと思うのだが、許容度が変わった場合にはゾーニングなどをすべて入れ替えるのか、という指摘が一つ。また、観光客から見た許容度はどうなのか、という点が一つ。例えばカメラマンのヒグマに対する許容度は非常に高いと言えることから、「許容度を上げる」という表現を使った場合、カメラマンをほめたたえる意味と誤解されかねない。住民が至近距離でヒグマと出会った際に、それが望ましいのかと問えば、ここにおいでの方はそういう意味ではないと十分ご承知だろうが、一般に向けて誤解されないよう、今一度言葉の定義をきちんとすべきだと考える。

愛甲：貴重な指摘である。ほかになければ、次の議事に移りたい。

(4) その他

- 資料 4-1 「次期北海道ヒグマ管理計画の策定について」

…北海道・榎塚から説明

- ✓ ヒグマが高密度に生息し、人との距離が近い渡島半島で、平成 13 年 2 月に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」を策定、その後、全道的な軋轢の増加を受け、平成 26 年 3 月に「北海道ヒグマ保護管理計画」を 3 か年計画として策定した。4 つの目的、3 つの目標、7 つの方策を以て、取り組んでいる。
- ✓ 平成 29 年度からの次期計画は、鳥獣保護管理法に基づく「第二種特定鳥獣管理計画」として、法定計画への移行作業(現計画は任意計画)を進めている。
- ✓ 次期計画では、全道及び知床を含む 5 地域の個体群ごとに目標設定をする。従って、知床半島ヒグマ保護管理方針における目標設定や捕獲上限の設定等について調整が必要となる。

愛甲：私自身、打ち合わせにも数度参加させていただいたが、まだ相当なすり合わせが必要だと感じた。次の北海道ヒグマ保護管理検討会が 7 月、知床半島ヒグマ保護管理方針検討会議の第 2 回が 9 月ということなので、巧く連携・調整しつつ進めていただきたい。では、続けて資料 4-2 の説明を標津町からお願いしたい。

- 資料 4-2 「平成 28 年標津町ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業実施結果」

…標津町・長田から説明

- ✓ 当該事業の実施期間は、当初 3 月 19 日から 5 月 15 日の 58 日間を予定していたが、希少猛禽類への配慮から開始を 4 月 7 日に遅らせ、40 日間の実施となった。
- ✓ 結果は、参加者 9 名、捕獲頭数はオス 1 頭。参加希望者は 18 名だったが、家庭の事情等で本来対象としたかった若手の参加は振るわなかった。
- ✓ 国有林内に立ち入るため、事前の行動予定を 5 日前(土日を含むと最大 7 日前)までに届け出ることが求められたため、臨機応変な実施に支障をきたした。
- ✓ 実施期間については、開始日には既にヒグマが平地に下りてきていたため、結果的に見通しのきかない湿地帯や人の生活圏に近いエリアでの捕獲作業となったこと、5 月に入ると山菜採りを行う人が増加することなどを考慮すると、次年度以降はより早い時期に当該事業の実施期間を設定したい。

愛甲：議事には入っていない、資料番号もないが、もう一点、報告しておきたい。私から配布をお願いした「知床国立公園におけるヒグマに関するアンケート」というものが配

布資料の中にあると思う。この、2014年に北大の庄子康氏と本日のオブザーバー久保氏が実施したヒグマに関するアンケートを下敷きに、増田委員とも相談して、人の行動段階を分類したり観光客への対応策を議論したりするのに役立てられないかということで、企画・準備中である。ご覧いただき、もし何かご意見・ご提案等あれば、私、庄子氏または久保氏までお寄せいただければ幸いです。

私からの報告の前にご説明いただいた道のヒグマ管理計画の策定についてと、標津町のヒグマ対策技術者育成事業について、質問・意見等あれば何うが、いかがか。

松田：最初に確認しそびれたのだが、この検討会議については当初「仮称」となっていた。

このほどその「仮称」を外したわけだが、鳥獣保護法が改正になり、また、道の計画は「ヒグマ管理計画」となっている。知床では、次の第2期も「保護管理方針」でいくのか否かというのは、一応議論したほうがよいように思うがどうか。道と同時期の平成29年度にスタートするので、私自身は「管理計画」の方が適当ではないかと考えるが、環境省はどのようにお考えか。

安田：さほど深く考えていなかったが、「計画」が好ましいと思う。

坂口：知床は世界遺産地域であるので、「保護」の二文字は残したいと現時点では考えている。

敷田：方針か計画かという話については、遺産の管理計画が上位計画として存在している。その下にどういう計画や方針を作っていくのかというのを、長期的な視野で一度整理していただくことだと思う。エコツーリズムは戦略になっているし、方針と計画とどちらが上位なのかという点も現状では分からなくなりつつあるので、まずは整理をお願いしたい。

坂口：了解した。整理する。

梶：方針はポリシーと言い換えられる。計画は実行レベルを伴うので、（ヒグマについては）計画の方が適していると考えます。

愛甲：では、次回検討会議までに整理していただけてお示しいただきたい。ほかに何かあるか。なければ、これで進行を事務局に戻したい。

坂口：本日の議事はこれをもってすべて終了としたい。委員各位を始め、ご多忙中の長時間のご協議に御礼申し上げ、閉会としたい。

◆閉 会